

## 清代康熙年間の徽州官吏と洞庭湖の湖盜

松浦 章<sup>※</sup>

**要旨：**清代における商品経済の発展に貢献したのは、遠隔地商業を行った徽州商人や山西商人などであったが、その商業活動のみならず各地の物流などを阻害したのが、各地で出没した盜賊であった。そのなかでも中国で発達した水路交通を阻害したのが、内陸河川や湖水や長江などの水運を行っていた商船を衝撃した河盜、湖盜、江盜などである。

とりわけ水路航運の代表的な湖水交通で知られる湖南の洞庭湖も永らく湖盜の出没に悩まされている。その湖盜の平定に尽力した一人の徽州歙縣出身の官吏がいる。

そこで、本論文では洞庭湖に出没した湖盜の平定を行った徽州歙縣出身の程子琨について述べたい。

**キーワード：**清代 康熙年間 徽州歙縣 洞庭湖 湖盜 程子琨

### 1 緒言

明代以降の商品経済の隆盛により商人による遠隔地商業が進展した。徽州商人や山西商人等が全国各地に展開し、商業活動を活発化させたことは既に多くの研究から知られるところである。<sup>1</sup> 遠隔地商業のための輸送方法として最大限に利用されたのが、中国全土各地に行き渡り発展した水路交通であった。<sup>2</sup> その商業活動を阻害する一要因が、各地で出没した盜賊である。各地に赴く商人が、商品を輸送するために水路輸送のために舟運を用いたが、貨物を搭載した船舶を襲撃し、搭載貨物を奪ったのであった。とりわけ襲撃されるのは、長江や内河や湖水での舟

---

<sup>※</sup> 松浦章 (MATSUURA Akira, 1947-) 関西大学名誉教授。

<sup>1</sup> 藤井宏「新安商人の研究」(二)、「新安商人の活動範囲と営業種目」『東洋学報』第36巻第2号、1953年9月、第32-60頁。藤井宏「新安商人の研究」(一)～(四)、『東洋学報』第36巻第1～4号、1953年6月～1954年3月。

傅衣凌『明清時代商人及商業資本』人民出版社、1956年7月第1版、1980年7月北京第2次印刷、第49-175頁。

寺田隆信『山西商人の研究—明代における商人および商業資本—』東洋史研究会、1792年11月、第120-220頁。

唐力行『商人与中国近世社会』浙江人民出版社、1993年8月、第34-54頁。

張海鵬、王廷元主編、孫樹霖副主編『徽商研究』安徽人民出版社、1995年12月第1版、2005年6月第3次印刷、第83-148頁。

黄鑒暉『明清山西商人研究』山西經濟出版社、2002年6月、第72-147頁。

白井佐知子『徽州商人の研究』汲古書院、2005年2月、第40-151頁。

<sup>2</sup> 松浦章『清代内河水運史の研究』関西大学出版部、2009年2月。

松浦章著、董科譯『清代内河水運史研究』、南京・江蘇人民出版社、2010年6月。

運が行われている間であった。<sup>3</sup>

湖水の代表とも言える洞庭湖の水運に関して、乾隆二十一年（1756）十一月二十八日付の湖廣総督哈舉龍の奏摺に次のように見られる。

竊惟洞庭一湖、與岳州之青草湖相連、湖水盛長、則合爲一湖、消退分爲東西兩湖、界連巴陵・華容・澧州・安鄉・武陵・龍陽・沅江・益陽・湘陰・玖州縣、綿廣捌百餘里、其間港汊繁多、灘州林立、漁舟小艇、何止萬計、商農船隻、絡繹而行、誠爲水澤之藪、其中奸良莫辦防範、最爲緊要。<sup>4</sup>

洞庭湖の岳州附近では湖水が増水すると、湖が連繋し巨大な湖水となり、その沿岸の距離は最大 800 里にも達した。そのため湖水の沿岸には多くの小さな湊が生じ、漁船や小舟の隻数が一万を超えるに到った。さらに水沢が極めて多く、防犯に苦慮する状況となっていた。

その湖盜等の襲撃事件を阻止するのは、各地方の知縣などの地方官であった。

そこで本稿において、清代康熙後期に湖南の洞庭湖で発生した湖盜の鎮圧に尽力した徽州歙縣出身の官吏について述べたい。

## 2 洞庭湖及湖廣の經濟性

萬曆五年（1577）の進士であった浙江の人、王士性の地理書とも言うべき『廣志繹』巻四の江南諸省の中で、湖南の洞庭湖に関して次のように記している。

洞庭水淺、止是面濶、括風、驚濤軟浪、帆檣易覆、故人多畏之。<sup>5</sup>

洞庭湖の水深は浅いが湖面が広大であり、しかも風波が激しく、しばしば湖上を航行する帆船が転覆するとして、人々が恐れたとされた。さらに同書は、

洞庭水漲、延袤八百里、盜賊竊發、乃於岳州立上防兵備、轄三哨官兵偵治之。<sup>6</sup>

とある。洞庭湖の湖面は八百里にも及び、しばしば盜賊が頻発する所であった。このため湖面を

---

<sup>3</sup> 松浦章：「明代内陸河運の盜賊：河盜、湖盜、江盜」、『地方文化研究』（江西科技師範大学）2019年 第4期、第61-69頁。

松浦章「清代内河水運における河賊・湖賊・江賊」、松浦章『清代内河水運史の研究』関西大学出版部、2009年2月、243-256頁。

松浦章「清代内河水運的河盜、湖盜、江盜」、松浦章著、董科譯：『清代内河水運史研究』、南京：江蘇人民出版社、2010年6月、第309-328頁。

松浦章「清末襲撃江南航船の匪船与盜船」、『明清史評論』（復旦大學歴史学系）第一輯、中華書局、2019年8月、第166-180頁。

<sup>4</sup> 『宮中檔乾隆朝奏摺』第16輯、国立故宮博物院、1983年8月、175頁。

<sup>5</sup> 明・王士性著、呂景琳點校『廣志繹』、中華書局、1981年12月、第88頁。

<sup>6</sup> 同書、第89頁。

巡視する官兵が設けられていた。三哨とは岳州から長沙方面を管轄する上哨と君山から常德を管轄する中哨、そして長江一帯を管轄する下哨に分割され巡視されたのであった。君山と岳州とは洞庭湖が長江と合流する地域で互いに対岸において対峙する位置にあった。

清代においても洞庭湖の巡視は重要であった。

雍正年間の雍正五年（1722）から同十三年（1735）まで湖廣総督を務めた邁柱<sup>7</sup>の雍正六年（1728）十月二十日付の奏摺において、

楚省強竊賊盜衆多、亟宜整飭、以安民生事、竊照楚省素多盜案、上年被水之後、強竊尤甚。

8

と記しているように、湖廣は強盗が多く制圧しなければ人々の生活が出来ないとされ、とりわけ水害の被害が発生した後は特に強盗の被害が多かったことがわかる。

洞庭湖は通常時、湖水面積が 2,830 km<sup>2</sup>と言われ、増水期には 20,000 km<sup>2</sup>とされる巨大な湖である。南からは湘水、西北からは澧水そして沅江が、さらに西南からは資江とされる四大巨川が流入し、水量を豊かにしていた。



洞庭湖周辺地図

（『中国歴史地図集』第八冊（清時期）、37頁（地図出版社、1987年4月）による。）

洞庭湖における盗賊被害を防止するために邁柱は次のような提案を雍正帝に請願した。

沿江沿湖小船、宜挨編字號、設立連環保結也。查楚省江河大船巨艘來歷、既清查資本、亦重且行動重犇、無虞作奸、惟渡駁江划小船、與三四石以下之小茅篷船、往來輕捷、此等船戶皆窮苦、無賴之徒。或係沿江沿湖附近村庄、或係四處混聚、未知來歷、亦無牙埠約束、黄昏深

<sup>7</sup> 錢實甫編『清代職官年表』第2冊、中華書局、1980年7月、第1391-1399頁。

<sup>8</sup> 『宮中檔雍正朝奏摺』第11輯、台湾・国立故宮博物院、1978年9月、第609頁。

夜、巧以捕魚、爲名乘空、即將過客行舟、逞志截刼塘汎地方、因其捕魚、不便拏緝、彼固包藏盜心捕魚、是其借境也。<sup>9</sup>

湖廣の長江や洞庭湖を航行する小船には連環保結の方法を行う必要があるとしたのである。それは、長江を航行する大型船などはその来歴や資本が明確であるため、非行を行うことは極めて稀である。しかし渡航船や駁船、划船さらには三石、四石積載の小型船舶には、往来航行が手軽であり、これらの船の船戸の多くは窮乏した無頼の民や長江や洞庭湖添いの村人が多く、また各地から集まってきた来歴のわからず、しかも保証してくれる牙行や埠頭も明らかでない。黄昏時や深夜に捕魚と称して航行しているので捕獲が困難である実情があった。

洞庭湖の地理的状況に関して邁柱は湖南巡撫の趙弘恩との雍正八年（1730）十二月二十六日付の奏摺で次のように記している。

洞庭一湖、綿亘八百餘里、自岳州出湖、以君山爲標準一望、查渺橫無際涯、而棹洲居西湖之中、去湖之四岸、或百餘里、或二百餘里、行舟至此、倘遇風濤、徒作無地停泊、亦無從拯救、惟有任風傾覆、聽諸命數、……<sup>10</sup>

洞庭湖の湖面は長く連なり八百餘里に亘っていて、岳州から湖面に出ればとくに君山から一望できる。そのような湖面における舟運の際に風波に遭遇すると停泊する地が無く、救助も求められない状況であった。

しかし、この湖廣地域の米作は重要であった。雍正十二年（1734）五月十五日付の邁柱の奏摺には、その生産量が見られる。

現今雨暘調順、即菜豆之類、均獲豐收旱禾茂盛、晚禾青葱、雖江浙官糴商販、陸續搬運、四百餘萬之多、而二麥登場米價平減、……<sup>11</sup>

湖廣の米作の生産量は多く、江浙から官糴として需要があり、このため商人等が買付に参集し、その搬出額は400万石以上に及んでいた。この湖廣とりわけ湖南から各地への搬出米穀は極めて重要であった。

ちなみに漕運によって北京の朝廷が求めた正税は、康熙『大清會典』に、

國朝定鼎燕京、歲輸東南漕、以充軍國之用。有正兌米、改兌米、正兌入京倉、改兌入通倉、每歲運四百萬石爲額。<sup>12</sup>

と見られるように、年額400万石であった。湖廣のみでその糧、を賄うことが可能であった。

<sup>9</sup> 同書、第612頁。

<sup>10</sup> 『宮中檔雍正朝奏摺』第17輯、台湾・国立故宮博物院、1979年3月、第403頁。

<sup>11</sup> 『雍正硃批諭旨』第9冊、台湾・文源書局、1965年11月、第5778頁。

<sup>12</sup> 康熙『大清會典』卷二十六、漕運一。楊一凡・宋北平主編『大清會典 康熙朝』、北京・鳳凰出版社、2016年12月、289頁。

康熙『大清會典』に見る歳額では湖南の正兌米は25万石であった。<sup>13</sup>

湖廣の豊富な米作が全国各地に供給された最大の理由は生産量と米の価格にあった。康熙五十年（1711）八月、九月の例であるが、康熙五十年八月二十六日付の湖廣巡撫の劉殿衡の奏摺には、

見今、上米每倉石、止賣柒錢、中米每倉石、陸錢伍陸分不等、…<sup>14</sup>

とあり、湖廣では米価の每石上米が7錢であり、中米が6錢5分から6分であった。これに対して、江南ではどうであったかについて康熙五十年九月初二日付の江寧織造曹寅の奏摺によると、

江南目下晚稻漸次収割、均係十分之歳、米價每石六、七、八錢不等、百姓安樂、太平無事、

<sup>15</sup>

と見られ、江南では米価が每石6錢から8錢の価格で推移していた。ついで、康熙五十一年（1712）八月十一日付の湖廣巡撫の劉殿衡の奏摺によると、

查訪各鎮米麥價值、見今稻米每倉石止賣陸錢伍分、小麥每倉石賣伍錢伍陸分、價平漸減、民更樂生、…<sup>16</sup>

とあり、湖南では米価が每石6錢5分であった。

これに対して江南では、蘇州織造李煦の康熙五十一年十月初四日付の奏摺には、

各路米糧仍賤、上號八錢上下、次號七錢上下、…<sup>17</sup>

とあって、江南では米価が8錢前後から7錢前後の価格であった。

夏期の米価についても、蘇州織造であった李煦の康熙五十五年（1716）五月十二日付の奏摺では、

蘇州五月以來、雨水調勻、目下各鄉民田稻秧、…米價如常、上號的一兩一錢光景、次號的一兩光景、…<sup>18</sup>

とあるように、蘇州付近では五月時点で米価が每石1兩1錢から1兩であった。これに対して湖廣では、同年同月同日の湖廣巡撫の劉殿衡の奏摺には、

市鎮米價每石止賣捌錢肆伍分不等、價日漸平、…<sup>19</sup>

とあり、湖南では每石8錢4分から5分の価格であった。

---

<sup>13</sup> 同書、289頁。

<sup>14</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第3冊、北京・檔案出版社、1985年5月、第701頁。

<sup>15</sup> 同書、第731頁。

<sup>16</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第4冊、北京・檔案出版社、1985年5月、第383頁。

<sup>17</sup> 同書、第461頁。

<sup>18</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第7冊、北京・檔案出版社、1985年5月、第70頁。

<sup>19</sup> 同書、第79頁。

秋期において同年の八月について湖廣巡撫の劉殿衡の八月二十二日付の奏摺に、

現今民間食米、每倉石止賣柒錢捌玖分與捌錢不等、…<sup>20</sup>

とあるように、每石 7 錢 8 分か 9 分から 8 錢であった。他方江南の米価は、李煦の同年九月十六日付の奏摺では、

蘇州八月初旬、湖廣江西客米未到、米價一時偶貴、後即陸續至、價值復平、上號賣一兩一錢、次號賣九錢五分。…<sup>21</sup>

と記しているように、八月初旬の蘇州では湖廣や江西からの米糧が供給されず、米価が高騰していたが、それらの米糧が届くと低廉し、每石 1 兩 1 錢から 9 錢 5 分に落ち着いたようであった。

康熙五十六年 (1717) の事例を見たい。湖廣巡撫の劉殿衡の六月二十四日付の奏摺によると、

其市鎮米麥價值、現今民間食米、每倉石止賣柒錢肆伍分不等、…<sup>22</sup>

とあって、米糧の価格は每石 7 錢 4 分から 5 分前後であった。李煦の八月初九日付の奏摺では次のようにある。

近日米價、上號一兩一錢光景、次號九錢五分光景、蘇揚彷彿相同、…<sup>23</sup>

蘇州から揚州一帯の江南では米価が 1 兩 1 錢から 9 錢 5 分ほどになっていた。

康熙五十七年 (1718) 五月二十一日付の湖廣巡撫の張連登の奏摺に湖北の米価が見られる。

現今湖北之米、每石價值伍錢玖分、小麥每石價值肆錢柒捌分、大麥每石價值、壹錢肆伍分、人民安居樂業、…<sup>24</sup>

湖北の米価は每石 5 錢 9 分の安価であった。これに対して江南について同年六月初二日付の江寧織造曹頌の奏摺には、

江南時雨大行、農民俱得、…目下米價照常、每石八錢至九錢不等、百姓安樂、太平無事、…<sup>25</sup>

とあるように、江南では每石 8 錢から 9 錢ほどの米価であった。

以上のことから、湖廣の米価の方が江南の米価より若干廉価であり、しかも湖廣の生産量が江南を圧倒していたために、自然的に湖廣から江南へ米糧が流入していたのであった。

<sup>20</sup> 同書、第 371 頁。

<sup>21</sup> 同書、第 436 頁。

<sup>22</sup> 同書、第 1019 頁。

<sup>23</sup> 同書、第 1129 頁。

<sup>24</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第 8 冊、北京・檔案出版社、1985 年 5 月、第 133-134 頁。

<sup>25</sup> 同書、第 152 頁。

湖廣とりわけ湖南の米糧輸送の一翼を担っていたのが洞庭湖の水運であった。

乾隆時代においても洞庭湖の水運において、『高宗實錄』卷二百七、乾隆八年（1743）十二月戊辰（十九日）の条に、

湖廣總督阿爾賽等奏、洞庭湖舵桿洲石臺、舊例發帑歲修、原為利民起見。今臺基朽腐、臺身損裂、行舟畏其撞觸、避之惟恐不遠、且地居下游、舟楫往來、多由君山一帶、水涸時、湖深尺餘。港汊亦易灣泊、無藉石臺。請停止歲修。得旨、知道了。<sup>26</sup>

とあり、洞庭湖上を航行する際に、舵桿洲の石臺が朽ち果て、航行に不便であり、危険なためそれを回避するため、船の航行が遠距離になり、また湖水の水位が低くなると一層不便であったので、石臺等の修復を要請したのであった。

このように広大な湖面を有する洞庭湖においてはしばしば湖盗が出没したのであった。

『聖祖實錄』卷一百十六、康熙二十三年（1684）九月己卯（十六日）の条に、

戶部等衙門、議覆湖南岳州等十三衛所、守城屯丁、支給錢糧。遵旨會同兵部詳議。查屯丁、非係食正餉之兵。且每省防守地方、捍禦盜賊、有經制祿旗官兵。酌撥所屬就近制兵、令其防守、未為不可。況各省並無屯丁守城、支給錢糧之例。應將岳州等衛所、守城屯丁一項錢糧、自二十三年起、全停支給。從之。<sup>27</sup>

とあるように、湖南の岳州を中心とする十三衛所の守備兵へ錢糧の支給について述べられているが、この守備兵の大きな任務は盜賊の防御であった。その防御の中心は当然、洞庭湖の湖面を横行する湖盗の討伐が最大の任務であったことは確かであろう。

### 3 程子琨と洞庭湖盗

上述のような洞庭湖に隣接する岳州の地方官吏として赴任したのが徽州歙縣出身の程子琨である。民国『歙縣志』卷六、人物志、宦蹟に程子琨に関して次のように記されている。

程子琨、字瑤林、巖鎮人。任岳州府判、岳濱洞庭湖、爲盜賊逋逃藪、湖南糧艘受米、並在岳盜匿糧艘、則捕役莫敢問。子琨關會營弁、禁商船夜行。其停泊處嚴行防護。湖盜多以捕魚爲名。子琨立湖船保甲法。湖盜頓息、時當糧船、市乙夜單騎出巡獲。有積盜徐三爲旗丁司有德水手、向主於妹夫彭之麟家、因誘彭之弟婦、匿有德舟中。子琨廉得其情、置有德徐三於法。又有大盜周大見、王麻子等偽爲商賈、往來江上、子琨悉捕得之。子琨居家、奉母備極孝養事寡嫂撫孤姪、尤爲周至。<sup>28</sup>

<sup>26</sup> 『清實錄』第11冊、中華書局、1985年11月、第666頁。

<sup>27</sup> 『清實錄』第5冊、中華書局、1985年9月、第216頁。

<sup>28</sup> 民国『歙縣志』卷六、人物志、宦蹟、57丁裏。

歙縣の第十九都に属する巖鎮<sup>29</sup>人である程子琨が岳州府判となったとある。程氏は歙縣において「邑中各姓、以程汪爲最古族、亦最繁忠壯、越國之遺澤長矣」<sup>30</sup>と称される名家の出身と言える。

程子琨が岳州府判であったその時期は何時であったかは明確でない。そこで乾隆『岳州府志』卷十九、秩官、岳州府督糧通判の項によれば、康熙四十八年任の趙世晋に次ぐ汪吉の後任として、「程子琨 徽州人」とあり、程子琨の後任の後任に李壽翰が見え「雍正九年任」と見られる。<sup>31</sup>

確かに程子琨は岳州府督糧通判を勤めたことは間違い無い。しかしその時期は明確ではないが、上記の前任者、後任者の就任時期から見て、康熙四十九年から雍正八年の間と思われる、おそらく程子琨は康熙五十年代に岳州府通判にあったと考えられる。

乾隆『岳州府志』卷二十九、事紀によると、

康熙五十三年岳州大旱。

康熙五十五年岳州大水。

康熙五十六年岳州地震。

康熙五十九年岳州大水。

康熙六十一年岳州大熟。<sup>32</sup>

とある。このことから康熙五十三（1714）、五十五（1716）、五十六（1717）、五十九（1720）年には自然災害が発生していたことから湖盜の出没が頻発していた時期であったと思われる。程子琨が岳州府通判であったのもこの頃であったろう。

程子琨は、岳州は洞庭湖に隣接し、盜賊の隠れ家となり、湖南の穀物を積載する船舶が襲撃さ



清代徽州府地図

（『中国歴史地図集』第八冊、19頁による。）

<sup>29</sup> 民国『歙縣志』卷一、輿地志、都鄙、3丁裏。

<sup>30</sup> 民国『歙縣志』卷一、輿地志、風土、5丁裏。

<sup>31</sup> 乾隆『岳州府志』卷十九、秩官、9丁裏。

<sup>32</sup> 乾隆『岳州府志』卷二十九、事紀、21丁表。



れ、岳州において隠蔽され、しかも捕縛の役人もそれを看過している状況を知り、子琨は夜間の商船の航行を禁止した。そして商船の停泊する地の防衛を強化した。さらに子琨は、洞庭湖を航行する船舶に保甲法を施行したことで、湖盗が終息したのであった。ある時に、糧船が襲われたことを聞きつけ、子琨が一人で巡視に赴き湖盗の徐三等を捕獲して法によって処罰したのであった。また長江を商人と称して往来していた盗賊の大盗周大見、王麻子等を捕獲したのであった。

このように、程子琨は湖盗や長江を航行する江盗の捕縛と平定に尽力したことが知らされる。しかし、その後も洞庭湖の湖盗はしばしば出没している。

『高宗實錄』卷千二十八、乾隆四十二年（1777）三月庚午（四日）の条に、乾隆後期の湖盗のことが見られる。

吏部議覆、調任湖南巡撫敦福奏稱、岳州府屬臨湘縣。濱江近湖。盜賊出沒。軍七民三。風俗刁悍。永州府屬零陵縣。係附郭首邑。水陸交衝。差務紛繁。郴州屬宜章縣。為川陝黔楚赴廣捷徑。商販絡繹。訟獄繁多。以上三缺。現在情形。非強幹熟練之員。弗克勝任。又衡州府屬清泉縣。與衡陽縣同城。事務昔繁今少。與中簡各缺相等。永順府屬桑植縣。境內土苗。久經薙髮。衣冠與漢人無異。易於治理。長沙府屬湘潭縣縣丞。分駐朱亭。近年商販稀少。地方安靜。以上三缺。均非繁劇。請將臨湘、零陵、宜章、三縣。俱改為衝繁難兼三要缺。在外揀選調補。其清泉、改為疲難中缺。桑植、刪去苗疆字樣。改為簡缺。與湘潭縣縣丞、均歸部選。查地方繁簡。今昔互異。自宜隨時酌改。應如所請。從之。<sup>33</sup>

乾隆四十二年に岳州府治下の臨湘縣において湖盗が出没していた。さらに湖南省の南部の永州府の首邑である零陵縣は水陸交通の要衝で、盗賊が出没しやすい地であった。また南東部の郴州府が管轄する宜章縣は廣東省と隣接して刑事事件が多発するところでもあった。これらの地に防衛の官吏を増強する必要があったのである。

『宣宗實錄』卷六十七、道光四年（1824）四月乙巳（十二日）によると岳州府治下の匪生の出没を鎮圧すべき方法が論じられている。

李鴻賓等奏、君山移駐官兵、格礙難行、應請停止、並酌籌巡緝事宜一摺。湖南巴陵縣君山地方。二洲產生蘆葦。前因居民爭占釀命。斷作官荒。每有棍徒聚眾爭割。並因洞庭湖商船往來。恐有盜賊竊劫。據陳若霖等奏、請移駐文武官兵、巡查彈壓。即以君山廟宇、改作文武衙署。由部議准行。茲據李鴻賓等查明、該山地勢甚狹。廟宇窄小。移建衙署。實無隙地可以擴充。體察情形。種種窒礙難行。不敢因奏定在先。稍存遷就。所有前議岳州府同知、

<sup>33</sup> 『清實錄』第21冊、中華書局、1986年4月、第781頁。

岳州府水師營守備、帶兵五十名、移駐君山之處。著即停止。惟巡防事宜。必須周密。從前原派岳州府同知、岳州營參將、帶同員弁兵役。按月會巡。並派岳州府水師營把總一員、帶兵二十名、常川往來偵緝。近年以來。匪徒稍知斂跡。前項官兵、自應仍循其舊。此外彈壓巡查。更須派委文武大員定期會哨。以昭慎重。著照所請、嗣後責成岳州府知府、暨岳州營參將、按月親歷巡查。並飭該同知守備、隨時前往、實力偵緝。如能拏獲巨匪多名。分別鼓勵。儻有疏懈。即行分別撤參。以示懲儆。<sup>34</sup>

洞庭湖は商船の往来が頻繁であり、盜賊が頻発するところであり、湖上の巡視を増強する必要があるとされたのである。

『宣宗實錄』卷八十三、道光五年（1825）六月丁卯（十一日）に洞庭湖における洞庭湖の保安について見られる。

諭軍機大臣等、據御史賀熙齡奏、請飭禁瀕湖圍築私垸。並請照舊委員巡緝湖面各一摺。湖南洞庭湖。為川黔楚粵諸水總匯。向因民間築圍成田。侵占湖面。每致泛溢為患。歷經嚴禁私築。其存留未毀者。不准復修。茲據該御史奏稱、小民趨利。既不肯聽其坍塌。不行補築。而近來地方官。又復意存姑息。凡有私築。不肯究辦。間或委員查勘。亦第受規費而去。如湘陰之蓮蓬賽、楊林賽、傅家山、上下塘等處。俱係乾隆年間奏明創毀之私垸。現聞蓮蓬賽楊林賽更名復修。此外各州縣之違禁私築者。尚復不少等語。是以已行之禁令。任其因循廢弛。致民間增占湖地。阻塞水道。水發之時。或淹及官圍民廬。貽患不小。著李鴻賓、嵩孚、即行遴委賢員。督同該地方官詳悉查勘。除舊准存留圍垸外。如有新築圍田。阻礙水道之處。即剴切曉諭。令其拆毀。並嚴飭該地方官實力查禁。儻有受賄朦結者。即行參辦示懲。至洞庭湖面寬闊。界分兩省。向有宵小出沒。為害商旅。據該御史奏稱、百齡前在湖廣總督任內。曾飭各州縣捐解巡湖經費。選派文武員弁。帶領兵役。分往東西二湖。晝夜巡緝。辦理認真。十餘年來。盜匪斂跡。其巡湖經費。計湖南通省捐解。每歲共千餘金。每州縣約十餘兩二十餘兩不等。為數無幾。於地方甚為有益。近聞此項經費。業已裁汰。並停止巡湖委員。緝防漸疏。宵小乘間竊發等語。派員巡哨。乃弭盜良法。何以近年以來。並不派員駕船巡緝。在該州縣捐款無多。當不致藉口賠累。即或因係捐款應行裁汰。亦當另籌辦理。豈得因噎廢食。或此時另立有緝捕章程。始將委員停派。著李鴻賓、嵩孚、詳悉查明。據實具奏。如係竟行裁撤。仍著籌議照前按季派委文武員弁。各帶兵役。梭織巡查。勿得視為具文。以靖地方而安行旅。將此諭令知之。<sup>35</sup>

<sup>34</sup> 『清實錄』第34冊、中華書局、1986年10月、第62頁。

<sup>35</sup> 『清實錄』第34冊、第343-344頁。

洞庭湖の湖面は広大で、とくに夜になると湖盗が出没して航行する商船を襲撃する事件が頻発していることから、巡視船を増強して、湖盗の出没を防御する必要があるとされた。

『宣宗實録』卷百八、道光六年（1826）十月庚午（二十二日）に、洞庭湖の巡視の問題が取り上げられている。

諭内閣、嵩孚等奏、遵議巡緝洞庭湖面章程一摺。湖南洞庭湖為黔粵江漢通衢。全在地方文武員弁實力巡查。可期宵小斂跡。前據御史賀熙齡奏請仍復舊規。委員巡緝。當經降旨令該督等查明具奏。茲據奏稱、湖面遼闊。委員勢難周遍。且恐地方各官恃有委員稽查。轉致觀望懈弛。著照所議、按照界址。責成瀕湖州縣營汛。各於所轄段內督率兵役。認真巡緝。訂期會哨。無分畛域。互相堵拏。不得委卸。其能緝獲鄰境賊盜。按罪名輕重。分別記功議敘。境內遇有竊劫之案。不能立時捕獲。照例參處。稍有諱匿。嚴參懲辦。並飭洞庭營水師遊擊、岳州營水師守備、常川梭織。巡查督緝。該督等隨時遴委幹員。前往密加訪察。仍當督飭該文武員弁認真奉行。毋得有名無實。以致日久生懈。徒成具文。<sup>36</sup>

湖南の洞庭湖は、四川や廣東、湖北への交通の要衝であって、巡視の武官に命じてとりわけ、夜間における巡回を行う必要があった。

程子琨の記述に「湖盗多以捕魚爲名」と見られるように、湖盗の多くは「捕魚」と称して、表向きは漁業を行っているが、時として湖盗に豹変したのであった。それに関して、1931年叙言のある曾繼梧撰『湖南各縣調査筆記』上、下両冊は、民国時期の湖南各縣の地理、政治、文化、風俗、物産などについて述べるが、清代の岳州府治下に属した華容縣の項に、

産魚頗多、沿湖居民、恃爲生活。<sup>37</sup>

とあるように、洞庭湖には多くの魚類が生息していた。そのために沿湖の人々は、その魚類を捕獲する漁業によって生活を行っていたことがわかる。このため、湖盗の多くは、表面上は「捕魚」と称して洞庭湖を航行し、時には豹変して湖盗となって出没していたことがわかる。

#### 4 小結

徽州歙縣出身の程子琨は、康熙五十年代（1711-1720年）に岳州府の任地に赴き、岳州府督糧通判として洞庭湖に出没する湖盗や長江を横行した江盗の鎮圧に貢献していた。

とりわけ洞庭湖や長江を交通手段として最も利用したのは、清代においては遠隔地商業を行った商人であったことは確かであろう。この商業活動を阻む水上の盗賊の出没は、徽州出身の

<sup>36</sup> 『清實録』第34冊、第797頁。

<sup>37</sup> 曾繼梧撰『湖南各縣地理調査筆記』上冊、1931年7月叙言、和濟印刷公司代印、地理、華容、37丁。

程子琨としては、同胞が被害に遭うとの意識が高く、看過できる問題ではなかった。

程子琨と同様な意識をもった徽州出身の官吏は少なくはなかったであろう。たとえば、歙縣王村出身の王澄は、江西省の饒州の司李すなわち司理參軍となり、鄱陽湖の湖盜の防禦に尽力している。<sup>38</sup>

康熙五十一年(1712)壬辰の進士となり、内閣中書から潮州府同知となった汪泰來に次のように民国『歙縣志』に見られる。

汪泰來、字陸交瞻洪人、錢塘籍。康熙時南巡、試詩賦第一、入内廷纂修。辛卯(康熙五十年)舉人。壬辰(康熙五十一年)進士、由内閣中書、出爲潮州府同知、旋攝府事、潮州瀕海、多盜奸販、往往運米出洋、泰來嚴行禁緝、民始安堵。<sup>39</sup>

汪泰來は字が陸交で、歙縣三十五都の瞻洪村<sup>40</sup>出身であったが、おそらく父祖の代に浙江杭州府錢塘に移籍したようである。康熙帝のおそらく第五次の康熙四十四年(1705)の南巡の際<sup>41</sup>に、詩賦を提出したのであろう。

『聖祖實錄』卷二百二十 康熙四十四年(1705)四月戊寅(十五日)の条に、

命翰林院掌院學士揆敘、考試蘇州等府舉貢生監等詩字、會同大學士張玉書、陳廷敬、閱卷呈覽、以汪泰來等五十三人記名。御書至德無名匾額、令懸吳泰伯廟。<sup>42</sup>

とあるように、この時に詩賦を提出した中の53名が選抜され、汪泰來が最初に名が掲げられているから第一であったことは確かであろう。その後、その才を認められ、官界に入る機会を得て、康熙五十一年(1712)の進士となり、内閣中書から、廣東省東北沿海の潮州府同知に任じられた。そして潮州で頻発する海盜の鎮圧に尽力している。

徽州出身者の多くは商人として各地に赴いたが、官界に進んだ多くも、彼らの一族が活躍する舞台を阻害する盜賊すなわち湖盜、河盜、江盜や海盜などの鎮圧に尽力していたことは確かであった。

付記：本稿は、2021年10月18-21日に、安徽省黃山市において開催された第二屆徽学學術大会に提出した原稿に依拠したものである。

<sup>38</sup> 民国『歙縣志』卷六、人物志、宦蹟、48丁b。

<sup>39</sup> 民国『歙縣志』卷六、人物志、宦蹟、62丁a。

<sup>40</sup> 民国『歙縣志』卷一、輿地志、都鄙、5丁a。

<sup>41</sup> 松浦章『海外情報からみる東アジア 唐船風説書の世界』清文堂、2009年7月、160-161頁。

<sup>42</sup> 『清實錄』第6冊、中華書局、1985年9月、219頁。